

青森県新型インフルエンザ対策医療協議会設置要綱の改正について

青森県新型インフルエンザ対策医療協議会設置要綱は平成 19 年 5 月 31 日に制定され、同要綱に基づき現在まで医療協議会において新型インフルエンザ対策について協議していただいているところ。

医療協議会が開催された平成 23 年 9 月以降現在までに、新型インフルエンザ等対策特別措置法等関係法令が制定・施行されたほか、中国において発生した鳥インフルエンザ A(H7N9) については、指定感染症に指定されるなどの状況となっている。また、同法に基づく国の政府行動計画の作成作業が進められており、今後は県においても同法に基づく都道府県行動計画の作成をしていく必要がある。

このような状況を踏まえつつ、設置要綱については、下記のとおり文言等の所要の整理を行いたいと考えている。

青森県新型インフルエンザ対策医療協議会設置要綱新旧対照表【案】

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第 1 本県における新型インフルエンザに係る<u>医療対策の充実</u>を図るため、青森県新型インフルエンザ対策医療協議会（以下、協議会という。）を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第 2 協議会は、前項の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討、協議を行う。</p> <p><u>(1) 新型インフルエンザに係る医療提供体制の構築</u>に関すること。</p> <p><u>(2) その他、新型インフルエンザ対策の充実</u>に関すること。</p> <p>(組織及び任期)</p> <p>第 3 協議会は委員及び会長をもって構成する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる機関・団体に所属する者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。</p> <p><u>(1) 青森県医師会</u></p> <p><u>(2) 全国自治体病院協議会青森県支部</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 本県における新型インフルエンザ対策に係る<u>医療提供体制の確保及びその充実</u>を図るため、青森県新型インフルエンザ対策医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第 2 協議会は、前項の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討、協議を行う。</p> <p><u>① 新型インフルエンザに係る医療提供体制の確保</u>に関すること</p> <p><u>② その他新型インフルエンザ対策の充実</u>に関すること</p> <p>(組織及び任期)</p> <p>第 3 協議会は委員及び会長をもって構成する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる機関・団体に所属する者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。</p> <p><u>① 青森県医師会</u></p> <p><u>② 全国自治体病院協議会青森県支部</u></p>

(3) 感染症指定医療機関

(4) 青森県新型インフルエンザ患者（有症者）マニュアルに定める協力医療機関

(5) その他新型インフルエンザ対策の検討に必要と認める機関・団体等

3 委員の任期は、委嘱を行った日から2年間とし、委員が任期の途中で欠けたときには、その後任となる委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員が出席できないときには、代理者を出席させることができる。

（会長及び職務代理者）

第4 協議会の会長は、委員の中から互選により選出する。

2 会長は、委員会の事務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は不在のときは、予め会長が指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第5 会議は必要に応じて知事が招集する。

2 会長は会議の議長となる。

（関係者の出席）

第6 協議会は必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第7 協議会の庶務は、青森県健康福祉部保健衛生課において行う。

（その他）

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月31日から施行する。

この要綱は、平成20年10月20日から施行する。

③感染症指定医療機関

④感染症指定医療機関以外で新型インフルエンザ対策に協力する医療機関

⑤その他新型インフルエンザ対策の協議に必要と認める機関・団体等

3 委員の任期は、委嘱を行った日から2年間とし、委員が任期の途中で欠けたときには、その後任となる委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員が出席できないときには、代理者を出席させることができる。

（会長及び職務代理者）

第4 協議会の会長は、委員の中から互選により選出する。

2 会長は、委員会の事務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は不在のときは、予め会長が指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第5 会議は必要に応じて青森県健康福祉部長が招集する。

2 会長は会議の議長となる。

（関係者の出席）

第6 協議会は必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第7 協議会の庶務は、青森県健康福祉部保健衛生課において行う。

（その他）

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月31日から施行する。

この要綱は、平成20年10月20日から施行する。

この要綱は、平成25年 月 日から施行する。